

## 鹿屋体育大学学長補佐選考規則

〔平成16年4月1日  
規則第17号〕

改正 平成18年9月21日  
規則第22号  
平成20年7月25日  
規則第17号  
平成22年4月15日  
規則第7号  
平成23年2月7日  
規則第5号  
平成24年9月20日  
規則第21号  
平成28年7月27日  
規則第25号  
令和5年3月16日  
規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則第38条に基づき、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）学長補佐（以下「学長補佐」という。）の選考、任期その他必要な事項について定めるものとする。

(学長補佐)

第2条 本学に、学長が指定した職務を助けるため、学長補佐若干名を置く。

(任命等)

第3条 学長補佐は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が任命する。

2 学長補佐は、本学の専任教授の併任とし、原則として、系主任、系副主任、附属図書館長、スポーツイノベーション推進機構長及び部門の長、学内共同教育研究施設の長並びに保健管理センター所長を兼任することができない。

3 学長は、学長補佐を任命するときは、教育研究評議会の意見を聴くものとする。

(任期)

第4条 学長補佐の任期は、2年を超えない範囲内で学長が定める期間とし、再任を妨げない。ただし、学長補佐を任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

2 学長補佐が任期満了前に辞任し、又は欠員が生じた場合の後任の学長補佐の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考時期)

第5条 学長補佐の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

(1) 学長補佐の任期が満了するとき。

(2) 学長補佐が辞任を申し出たとき。

(3) 学長補佐が欠員となったとき。

2 学長補佐の選考は、前項第1号に該当するときは、任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき速やかに行

うものとする。

(学長補佐の職務分担)

第6条 学長補佐の職務分担は、学長が別に定める。

(解任)

第7条 学長は、学長補佐が学長補佐たるに適しないと認めるときは、その学長補佐を解任することができる。

2 学長は、学長補佐が前項に定める解任事由に該当するに至ったときは、その理由を付して役員会に附議するものとする。

3 学長は、学長補佐を解任するときは、教育研究評議会の意見を聴くものとする。

(報告)

第8条 学長は、学長補佐を任命又は解任したときは、経営協議会に報告するものとする。

(解釈等)

第9条 この規則の解釈について疑義があるときは、教育研究評議会が決定する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学長補佐について必要な事項は、教育研究評議会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平18.9.21規則第22号)

この規則は、平成18年9月21日から施行する。

附 則 (平20.7.25規則第17号)

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平22.4.15規則第7号)

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平23.2.7規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平24.9.20規則第21号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平28.7.27規則第25号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (令5.3.16規則第11号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。